



社会福祉

手続きはお済みですか？

広報おうむ11月号でもお知らせしていますが、町では冬の生活支援事業として、対象世帯に1万5千円分の助成券を交付しています。

受付期間は令和7年2月末日までとなっておりますので、申請がお済みでない人は、受付期間中の申請をお願いいたします。

対象世帯

- 令和6年度町民税非課税世帯で、令和6年11月1日現在、雄武町に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯（生活保護世帯・福祉施設等入所者世帯・医療機関入院世帯は除く）
- 70歳以上のみの高齢者世帯
- 障害者手帳（身障1〜2級・療育A判定・精神1級）を有する人がいる世帯
- ひとり親世帯（誕生日が平成18年4月2日以降の児童を養育していること）

助成額 1万5千円分の助成券

（1千円×15枚）

助成券使用可能品目

灯油、暖房器具、冬用衣料など

受付終了日 2月28日(金)

助成券使用期限 3月20日(木)

受付場所 地域福祉課社会福祉係

その他 代理申請が可能です。代理

申請を行う場合は、対象者および代理人の本人確認書類（マイナンバーカードや保険証など）を持参願います。

問地域福祉課社会福祉係



環境衛生

合併処理浄化槽維持管理費補助金について

雄武町では、合併処理浄化槽を適正に維持管理している人を対象に、補助金を交付しています。

補助対象者

- 雄武町に住民登録があり、住宅の合併処理浄化槽を管理している人
- 適正な維持管理を行っている人
- 年間3回の保守点検

▼年間1回の法定検査(11条検査)

法定検査の結果が「適正」または「おおむね適正」であった人

町税などの滞納がない人

補助対象区域

公共下水道事業計画区域以外の区域 ※市街地区および魚田地区（一部を除く）は補助対象区域外です。

補助金額

法定検査料および保守点検料に要する費用に相当する額で、2万5千円が限度額です。

申請に必要な書類

合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書

安全

インターネット上での誹謗中傷について

誹謗中傷は悪口や根拠のない噂などで他人を傷つける行為で、インターネット上で行うと名誉毀損罪や侮辱罪などに問われることがあります。

よくある相談例として、SNSや掲示板に個人情報掲載されて誹謗中傷されるケースや、悪質な書き込みでいたずら電話やメールが来る場合があります。

対応方法としては、インターネット上で誹謗中傷を確認したら、掲載されている「サイトの名称・URL」「書き込み者」「書き込み日時・内容」などを記録し、サイト管理者やプロバイダに削除を依頼し、警察や関係機関に通報・相談してください。

被害に遭ってしまった時の相談先

・違法・有害情報相談センター

（ネットトラブルの専門家に相談したい）



・誹謗中傷ホットライン

（プロバイダに削除などの対応を促してほしい）



※法律相談は不可

・人権相談

（人権問題の専門機関に相談したい、プロバイダなど削除を促してほしい）



・補助事業実績報告書兼請求書
・納付状況確認書
※町公式ホームページでダウンロード、もしくは住民生活課窓口でお受け取りください。

添付書類

- 保守点検記録表の写し（3回分）
- 浄化槽法第11条検査結果書の写し
- 法定検査料および保守点検料の領収書または支払ったことがわかるものの写し

問住民生活課環境衛生係

「雄武町ゼロカーボンシティ宣言」の表明について

本町は、令和6年12月11日開催の

雄武町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化の影響とみられる気候変動の影響により、猛暑や大規模台風、集中豪雨などの自然災害が国内外で頻発し、各地で甚大な被害が発生しています。このような地球規模の気候変動の影響を受けて2015年に採択されたパリ協定を踏まえ、我が国においても2020年に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指す」という目標が設けられました。

雄武町は、オホーツク海の豊かな漁場や広大な草地と森林資源によって育まれてきた町であり、この豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、これまでもごみの減量化や資源リサイクルの推進、省エネによるエネルギーの有効活用などに取組んできましたが、今後は私たち一人ひとりが地球環境についてより一層の関心を持ち、脱炭素への取組を進めていくことが必要となります。

よって、町民や事業者の皆様と共に脱炭素社会の実現に向けた取組を推進し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティおうむ」の実現を目指すことをここに宣言します。

令和6（2024）年12月11日

雄武町長 高橋 健 仁

町議会12月定例会において、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを表明しました。国や北海道では、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロ実現に向けた挑戦が、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長につながるという発想のもと、さまざまな取り組みを推し進めています。本町においても、より一層の取り組み強化が求められているものとして、今回の宣言を契機に各種脱炭素化施策のより一層の推進に努めてまいります。

問住民生活課環境衛生係

《シリーズ》ごみの出し方Q&A

「環境衛生係が「ごみの分け方・出し方」について、よくある質問について答えます。」

質問1 スプレー缶・カセットボンベの捨て方を教えてください

回答1 資源ごみの収集日に、空き缶のごみ袋とは別の袋（透明・半透明）に入れてごみステーションに搬出してください。捨てる際は、中身を使い切ってから穴を開けずに出してください。フタなどがある場合は外して、プラマークがついているものはプラスチックごみ、ついていないものは燃やせないごみに分別してください。

質問2 カーペットや布団の捨て方を教えてください

回答2 カーペット・布団は粗大ごみになります。しっかりと縛って「粗大ごみシール」を貼付し「燃やせるごみ」の日にごみステーションに搬出してください。「粗大ごみシール（300円）」は、指定袋販売店で購入し、風などではがれないようしっかりと貼付してください。

なお、カーペットはカットして小さくすることが出来れば「燃やせるごみ」として指定袋に入れて出すこともできます。

問住民生活課環境衛生係

町税の納め忘れはありませんか

税金

令和6年度分の町道民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税については、すでに最終納期限が過ぎています。

納付状況を確認のうえ、納め忘れがある場合は至急納付してください。なお、特別な事情により一度に納付することが困難な場合は、担当係にご相談ください。

また、納め忘れのない大変便利な口座振替制度もご利用ください。※納付書を紛失した場合も再発行します。ので、担当係までご連絡ください。

問財務政策課収納係